

## 第3編 航空交通

形式により閲覧できるシステムの運用を開始した。更には、関東空域周辺で急速に発達する積乱雲等航空機の運航に支障を与える気象現象を捕捉・監視するため静止気象衛星ひまわり6号を活用して夏期日中に高頻度の衛星雲観測を実施し、運航関係者へ提供した。この高頻度に観測した衛星画像は、霧島山（新燃岳）の噴火対応にも活用された。また、火山灰から航空機を守るための「航空路火山灰に関する

情報」の「拡散予測図」を高度別の図から1枚図（分布高度を付記）に変更して、利用改善を図った。

### イ 運航情報等の充実

空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報の提供を行っている。

## 第4節 航空機の安全性の確保

### 1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の一層の向上を図るため、航空安全に資する技術に関する調査や外国政府等から得た情報を収集・分析し、必要に応じ当該情報を航空機の運航者等に提供するとともに、当該情報に基づき航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を策定した。

### 2 航空機検査の的確な実施

国産航空機の開発プロジェクトに対応するため、型式証明等における設計検査を行う体制を強化するとともに、輸入航空機を含む航空機の検査及び国の検査に代わり基準適合性の確認を行う民間事業者の

指導・監督を担当する職員の選考採用を実施し、航空機の検査体制の充実を図った。

また、航空機検査職員の質的向上を図るため、研修制度を拡充した。

### 3 航空機の整備審査の的確な実施

航空運送事業者の整備体制に係る審査として、整備規程の認可に係る審査のほか、新規参入や新たな基地の追加、新機種導入時等に行う運航開始前の検査、定例連絡会議の開催等を行っており、これらを通じて的確に指導・監督を行った。

また、整備審査官の質的向上を図るため、研修内容の見直しを行い、最新の整備方式に対応した内容の研修を実施した。

## 第5節 救助・救急活動の充実

### 1 捜索・救難体制の整備

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な捜索・救難活動を行うため、東京空港事務所に設置されている救難調整本部と捜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。また、平成23年から、救難調整本部において航空機用救命無線機（ELT）に登録された情報、航空機及び運航者に関する情報の管理を開始したことから遭難航空機の特定が可能となった。

### 2 消防体制及び救急医療体制の整備

国土交通省は空港消防力の充実強化を図るため、

東京国際空港、仙台空港、福岡空港の大型化学消防車及び、北九州空港の空港用給水車の更新配備を行った。

また、空港保安防災教育訓練センターにおいては、地方管理空港及び会社管理空港における空港消防職員の訓練への受入を開始し、実機大の航空機モックアップを使用しての実火災消火訓練を実施し、空港消防職員の消防技術及び救急医療等の技量向上に努めた。

空港における救急医療体制については、大分空港、鹿児島空港に治療用テントを更新配備するとともに、必要な救急医療資器材の更新配備等を進め、

救急医療活動が的確且つ円滑に実施出来るよう関係医療機関との連携の強化を推進した。

## 第6節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図った。

特に、大規模事故が発生した場合には、警察、医療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援することとしている。

また、国土交通省では、平成21年度から、御遺族代表、有識者等からなる「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」を開催し、国土交通省の活動の在り方等について検討を行い、23年6月に取りまとめを行った。

## 第7節 防衛省における航空交通安全施策

防衛省は、航空交通の安全を確保するため、航空法（昭27法231）の規定の一部が適用を除外されている自衛隊が使用する航空機、自衛隊の航空機に乗り組んで運航に従事する者、自衛隊が設置する飛行場等について基準を定めるなど必要な措置を講じている。

また、自衛隊において航空事故が発生した場合には、専門的な事故調査委員会等において徹底的な原因究明を行った後、調査結果を踏まえ所要の再発防止対策を実施している。

なお、事故防止策の強化の観点から、飛行隊長等に対する補職前の安全教育の充実に取り組んでいる。

### 1 航空機の運航・整備

自衛隊が使用する航空機の運航に関しては、異常接近防止、燃料の携行量、航空機の灯火等に関する事項を訓令等によって規定して、航空従事者にこれを遵守、励行させているほか、安全意識の高揚と飛行安全に関する知識の向上に資するため、飛行安全に関する教育の実施及び資料の配布、安全監察の実施等を通じて航空交通の安全の確保に努めている。特に、異常接近を防止するため、訓練／試験空域において訓練飛行等を実施するに当たっては、航空警戒管制部隊が監視及び助言を行っている。

また、限られた空域を安全かつ有効に利用するため、国土交通省航空交通管理センターに自衛官を派

遣し、自衛隊が訓練／試験空域を使用していない場合に民間航空機の通過を可能とする運用を実施するほか、時間差を利用して訓練／試験空域と航空路等の空域の分離を図る、いわゆる時間分離方式による運用を実施しているが、それらの運用に当たっては、レーダー及び自動化された航空情報処理システムの活用、空域調整官の配置等により、航空交通の安全の確保に万全を期している。

防衛省における航空機の整備は、技能証明を有する整備士が所定の整備基準を厳格に遵守して行っており、また、随時、安全監察及び品質管理調査を実施して万全を期している。

### 2 航空従事者

自衛隊が使用する航空機には、自衛隊の航空機に乗り組んで運航に従事することができる航空従事者技能証明（以下、「技能証明」という。）及び計器飛行証明を受けている者を乗り組ませている。技能証明は11種類に区分されており、技能に応じて乗り組むことができる航空機の種類、等級及び型式を限定している。また、計器飛行証明も技能に応じて2種類に分けている。

これらの技能証明及び計器飛行証明を取得するためには、学校及び部隊における所定の教育を修了していることを要件としており、また、技能証明及び計器飛行証明を付与した後においても、常時、教育訓練を実施し、航空従事者としての知識及び技能の